# 平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

（平成20年7月29日
閣　議　了　解）

平成21年度予算については、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定。以下「基本方針2008」という。）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）及び「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に則った最大限の削減を行う。

平成21年度予算は、「基本方針2006」で示した5年間の歳出改革の3年目に当たる。これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していく。このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行う。特に重要課題実現のために、必要不可欠となる政策経費については、まずは、政策の棚卸し等を徹底し、歳出の削減を通じて対応する。

また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制する。

平成21年度予算の概算要求については、以上のような基本的考え方を踏まえ、具体的には下記により行う。

記

1．各省庁は、各所管ごとに、以下の(1)、(3)①及び②に規定する額並びに(2)①及び(3)④に規定する要望の上限額の範囲内において、適正に積算を行い、要求・要望を行う。

(1) 年金・医療等に係る経費

補充費途として指定されている経費等のうち、年金、医療等に係る経費（以下「年金・医療等に係る経費」という。）については、高齢化等に伴う増加等から各般にわたる制度・施策の見直しによる削減・合理化を図り、その増（各所管計 6,500 億円）

を前年度当初予算における年金・医療等に係る経費に相当する額に加算した額の範囲内において、各所管ごとに、要求する。

(2) 公共事業関係費

① 公共事業関係費に係る予算措置の総額については、前年度当初予算における公共事業関係費に相当する額に100分の97を乗じた額の範囲内に抑制する。但し、下記(5)の調整を行う。

公共事業関係費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、前年度当初予算における公共事業関係費に相当する額に100分の97を乗じた額から下記(5)における控除額を控除した額（以下(2)①において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に100分の125を乗じた額を上限とする。

② なお、公共事業関係費全般について、予算編成過程等において、

イ 「基本方針2008」を踏まえ、地方の自立・活性化、我が国の成長力強化、防災・減災等による安全・安心の確保等の観点から、真に必要な社会資本を選別するとともに、整備水準や普及率の上昇、産業構造の変化等を踏まえた事業分野ごとのメリハリ付けを強化し、投資の重点化を一層推進する。

ロ 費用対効果分析等による事業評価を一層活用し、中止、見直しを含め、事業の厳格な選択を行う。

ハ あらゆる事業分野において、民間手法、民間資金等活用事業（ＰＦＩ）の活用や規格の見直し等を進めるとともに、既存ストックの有効活用や事業間の連携強化により、事業の透明性を十分確保しつつ、官民格差等を踏まえたコスト縮減の取組を継続する。特に、談合の廃絶など、国・地方を通じ、入札・契約の透明性・公正性を確保し、執行段階における競争促進を図るとともに、不要不急な経費の見直し、必要性・効率性を踏まえた政策棚卸し等を徹底する。

ニ 国と地方の役割分担の明確化等の観点から、引き続き直轄事業及び補助事業の見直しを行う。

ホ　政策目的に照らし、公共事業から公共事業以外のより適切な政策手段へのシフトを図るなど、公共事業及び非公共事業の区分にとらわれない配分を行う。

ヘ　各地域における社会資本の整備状況や必要性に十分に配慮しつつ、適切な予算配分を行う。

③　また、「道路特定財源等に関する基本方針」（平成 20 年 5 月 13 日閣議決定）に基づき、道路特定財源制度は平成 20 年の税制抜本改革時に廃止し平成 21 年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直す。この見直しに伴う経費の平成 21 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

具体的には、

イ　道路特定財源制度は、道路特定財源等に関する関係閣僚会議における具体化の検討を踏まえ、平成 20 年の税制抜本改革時に廃止し平成 21 年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備する。

ロ　暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、平成 20 年の税制抜本改革時に検討する。

ハ　道路の中期計画は 5 年とし、最新の需要推計などを基礎に新たな整備計画を策定する。

ニ　道路事業は、経済社会状況の最新のデータに基づいたＰＤＣＡの厳格な実施、事業評価に関する第三者機関の機能の拡充、実績が事前の評価を下回る事例の十分な把握等を通じ、不断の見直しを行いつつ計画的に実施する。

(3) その他の経費

①　人件費

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号。以下「行革推進法」という。）、「基本方針 2007」等を踏まえ、各所管ごとに、前年度当初予算における人件費に相当する額に、

給与構造改革の効果を反映しつつ、平年度化等の増減を加減算するとともに、「国の行政機関の定員の純減について」（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）における重点事項別の純減目標数を踏まえた人件費の減を減算（配置転換に係る職員の受入れに伴う人件費の増がある場合には加算）した額の範囲内において要求する。

総人件費改革の内容については、要求の時点では盛り込まれなかった事項も含め、予算編成過程において、着実に実現する。

② 義務的経費

イ 以下の(ⅰ)ないし(ⅳ)及び(注)に掲げる経費（以下「義務的経費」という。）については、各所管ごとに、前年度当初予算における義務的経費の合計額に相当する額の範囲内において、要求する。

なお、防衛関係費に係る人件費の要求については、(3)①の規定にかかわらず、義務的経費と同様の取扱いとする。

（ⅰ） 補充費途として指定されている経費

（ⅱ） 法令等により支出義務が定められた経費等の補充費途に準ずる経費（その他施設費を除く。）

（ⅲ） 国家機関費（一般行政経費を除く。）及び防衛関係費に係る国庫債務負担行為等予算額

（ⅳ） 予備費

（注） 平成 21 年度の衆議院議員総選挙に必要な経費の増、北海道洞爺湖サミットの開催に必要な経費の減等については、上記の金額に加減算する。

ロ 義務的経費については、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的見直しを行い、歳出の抑制を図る。

③ その他経費

その他の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費（以

下「その他経費」という。)に係る予算措置の総額については、各経費ごとに以下の額を上限として縮減を図る。但し、下記(5)の調整を行う。

イ　科学技術振興費
　前年度当初予算における科学技術振興費に相当する額。
ロ　国立大学法人運営費
　前年度当初予算における国立大学法人運営費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額。
ハ　私立学校振興費（日本私立学校振興・共済事業団補助等を除く。以下同じ。）
　前年度当初予算における私立学校振興費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額。
ニ　防衛関係費
　前年度当初予算における防衛関係費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額。
ホ　その他
　前年度当初予算における(3)③イからニに規定する経費以外の経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額。

④　その他経費に係る各省庁の要望については、各所管ごとに、以下のイ、ロ及びハにより算出される額の合計額から下記(5)における控除額を控除した額（以下(3)④において「要望基礎額」という。）を算出した上で、当該要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額を上限とする。

イ　前年度当初予算における(3)③イの経費に相当する額
ロ　前年度当初予算における(3)③ロ、ハ及びニの経費に相当する額に 100 分の 99 を乗じた額
ハ　前年度当初予算における(3)③ホの経費に相当する額に 100 分の 97 を乗じた額

(4) 各経費間の要求・要望の調整等

①　(2)①及び(3)④に規定する公共事業関係費及びその他経費に係る要望基礎額並びに(3)①及び②に規定する人件費及び義務的経費（既存債務の支払いに係る経費を除く。）に係る要求額については、その合計額の範囲内において、各経費間で所要の調整をすることができる。

②　この場合の公共事業関係費及びその他経費に係る各省庁の要望額は、(4)①の調整を行う前の要望基礎額に 100 分の 125 を乗じた額に、当該調整に係る額を加減算した額を上限とする。

(5) 予算配分の重点化促進のための加算

所管を越えた予算配分の重点化を促進するため、(2)①及び(3)③に規定する公共事業関係費及びその他経費の各経費について、その前年度当初予算に相当する額に 100 分の 2 を乗じた額を各経費に係る上記予算措置の総額の上限から控除することとし、これらの控除額の合計額に 500 億円を加えた額の範囲内で、各省庁の要望を踏まえ、予算編成過程において、上記予算措置の総額の上限から各経費に係る上記控除額を控除した額に加算することができる（以下、「重要課題推進枠」という。）。

（注）　「重要課題推進枠」とは、「基本方針 2008」の第 2 章「成長力の強化」（「経済成長戦略大綱」（平成 20 年 6 月 27 日改定）及び「地方再生戦略」（平成 20 年 1 月 29 日改定）に係る施策を含む。）、第 3 章「低炭素社会の構築」、第 5 章「安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」（食料の安定供給、資源・エネルギーの安定供給等を含む。）等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い事業・技術開発に必要な経費として加算するものをいう。

(6) 各経費の重点化・効率化

「基本方針 2008」を踏まえ、政策の徹底的な棚卸しや各経費

に係るムダ・ゼロに向けた見直しを断行するとともに、歳出全体の徹底した洗い直しを行う。その上で、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、真に必要なニーズにこたえるための予算配分の重点化・効率化を行う。特に重要課題実現のために、不可欠となる政策経費については、まず、これまで以上にムダ・ゼロ、政策の棚卸し等を徹底し、経費の削減を通じて対応する。

上記の各経費の重点化･効率化に当たっては､｢基本方針 2008｣の第 6 章 2「平成 21 年度予算の方向」等を踏まえ、「重要課題推進枠」も活用しつつ、第 2 章「成長力の強化」、第 3 章「低炭素社会の構築」、第 5 章「安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」（食料の安定供給、資源・エネルギーの安定供給等を含む。）等に掲げられた取組を推進する。

各省庁の要求・要望に当たっては、上記のような重点化・効率化の考え方に真にふさわしい施策・事業に重点を置く。

また、府省横断的な予算については、重複排除と関係府省間の連携を進めることとし、その際、引き続き「政策群」の手法を活用する。

２．上記による要求・要望に当たっては、政策の棚卸しにより、従来から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切った見直しを行い、要求・要望に反映させる。その際、3 年以上継続している事業、公益法人向け支出、会計検査院等から問題を指摘されている事業、多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等については、必要性をゼロベースで徹底して見直す。併せて、予算執行の状況、決算の状況、審査結果及び検査報告並びに予算執行調査結果等を適切に反映するなど積算の適正化及び無駄の排除に取り組みつつ、制度・施策の根元にまで踏み込んだ見直しを行うなど、所管の予算を聖域なく抜本的に見直す。また、行政支出総点検会議における行政支出全般にわたる検討を踏まえつつ、政策の必要性を精査し、財政支出を厳しく抑制する。

上記の観点を踏まえ、要求・要望に当たっては、

(1) 予算の目的・効果等を分かりやすく示すとの観点及び予算・決算と政策評価の連携を強化し、予算の重点化・効率化を一層進めるとの観点から、政策ごとに成果目標、必要性、効率性、有効性等を明らかにし、政策評価結果を要求・要望に適切に反映する。その際、各省庁は、当該政策について、執行の結果を把握し、原則として、決算額を政策ごとに把握する。

また、「成果重視事業」の取組を引き続き進める。

(2) 予算執行の実績を的確に把握し、予算との差異の要因等を十分精査しつつ、その結果を適切に反映する。

(3) 庁費等の一般行政経費等については、納税者の視点に立って、所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行うことを通じて、厳しく抑制する。

その際、特にレクリエーション経費の原則廃止等、不要不急の経費を削減し、タクシーの利用に係る支出の適正化及び効率化の取組を反映させるとともに、広報経費及び委託調査経費について、必要性をゼロベースで徹底して見直す。

(4) 行政の効率化・簡素化を進め、財源を最大限有効に活用するとの観点から、民間活力の活用による効率化に努めるとともに、公共サービスの合理化・効率化を織り込み、単価を引き下げ、経費を削減する。

(5) 「行革推進法」に基づき、事業の仕分け・見直しを行いつつ、行政のスリム化・効率化を一層徹底し、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等について平成 21 年度予算に適切に反映する。

(6) 行政効率化関係省庁連絡会議における取りまとめ及び「随意契約の適正化について」(平成 19 年 1 月 26 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議) 等を着実に推進する。

(7) 科学技術振興費等については、総合科学技術会議などと、その提出前に、重複排除及び連携強化等の観点から所要の調整を行う。なお、科学技術振興費については、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）及び「基本方針2008」の第2章1．Ⅲ「革新的技術創造戦略」を踏まえ、その着実な実施に向け、1(3)④、(4)、(5)及び(6)に規定する枠組みの下、研究費の不正使用問題への厳正な対処やデータベースの運用等科学技術システム改革の着実な実施を図りつつ、予算編成過程において経費の大胆な選択と集中を一層推進する。

(8) 定員及び機構については、時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素で効率的な政府の実現を図るとの基本的考え方に立ち、「行革推進法」等を踏まえ、行政組織の減量・効率化の一層の推進を図るため、従来にも増して厳選した要求を行う。特に、定員については、「国の行政機関の定員の純減について」等を踏まえ、地方支分部局の業務及びＩＴ化に係る業務についての見直しに積極的に取り組むとともに、行政需要の変化に対応した定員の再配置を進めつつ、純減を確保する。

(9)① すべての独立行政法人について、「基本方針2008」に基づき、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において取り組むこととされた事項を着実に実施することとし、確実に要求・要望に反映するとともに、同計画上、平成20年以降に結論を得ることとされている事項についても、無駄を徹底して排除すべく早急に検討し、その結果を要求・要望に可能な限り反映させる。

② また、各独立行政法人において、「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、随意契約の見直しを行うとともに、独立行政法人等の総人件費について平成18年度以降の5年間で100分の5以上（年平均100分の1以上）の削減を基本とする改革等に引き続き取り組むほか、独立行政法人が公益法人

に造成した基金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に沿った見直しを行い、これらを踏まえ、運営費交付金等の財政支出を抑制する。

③　なお、独立行政法人等及び特殊法人の新設・改廃に係る要求については、「行革推進法」、「国の行政機関の定員の純減について」等既往の方針を踏まえて対処する。

④　独立行政法人向け財政支出については、各政策分野における歳出改革に取り組むと同時に、上記の取組を着実に行い、要求・要望に可能な限り反映させる。

⑤　このほか、「独立行政法人整理合理化計画」等を踏まえ、保有資産の必要性を厳しく精査し、政府出資等に係る不要財産の国庫納付を着実に推進する。このほか、中期目標期間終了時における積立金の国庫納付についても十分精査し、平成 21 年度予算に適切に反映させる。

(10) 公益法人に対する支出（独立行政法人等を経由するものを含む。）については、国民の視点に立って、無駄を根絶するため、「基本方針 2008」及びこれまでの点検の結果を踏まえ、支出を大幅に削減する観点から徹底的な見直しを行い、要求・要望に反映させる。さらに、行政支出総点検会議における検証も踏まえ、財政支出を厳しく抑制する。

その際、補助金等については、財政支出に見合った成果が上がっているかどうか等、存置の必要性に立ち返った見直しを行うとともに、従来契約により支出されてきた経費についても、競争性のない随意契約の原則全廃を引き続き進めるとともに、支出自体の必要性を検証し、徹底した効率化を行う。

(11) 特殊法人等向け財政支出については、「特殊法人等整理合理化計画」、「行政改革の重要方針」等を踏まえ、根底から洗い直

して厳しく抑制する。

(12) 補助金等については、「基本方針 2008」等を踏まえ、全ての施策や事業に関し、国と地方及び官と民の役割分担の見直し、国及び地方を通じた行政のスリム化、更なるコスト効率化等あらゆる観点から、制度改正も含めた聖域なき見直しを徹底し、その整理合理化を一層推進する。

このため、

① 地方公共団体に対し交付される国庫補助負担金については、あらゆる施策や事業について、義務的経費に属する国庫補助負担金を含め聖域なく見直しを行い、年金・医療等に係る経費及び国政選挙、国勢調査に必要な経費等を除いた額について、前年度当初予算における額を下回るよう抑制することを目指す。

また、「第 2 次地方分権推進計画」(平成 11 年 3 月 26 日閣議決定)、「地域再生基本方針」(平成 17 年 4 月 22 日閣議決定)等を踏まえ、地域の自主性・裁量性を拡大する観点から、統合補助金の対象事業の一層の拡充や、省庁の壁を越えた交付金化等の補助金改革を推進する。

② 独立行政法人等への運営費交付金等、公益法人向け補助金等及び特殊法人等への補助金等については、(9)～(11)に基づく取組を行い、徹底的な抑制を図る。

(13) 地方公共団体の自主性を尊重し、地方公共団体が実施する事務・事業に対する国の関与を見直し、その廃止・縮減を図ることなどにより、財政資金の効率的使用を図る。また、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策については、厳にこれを抑制する。

(14) 情報システム関係予算のうち、システムの新たな構築・改修等に係る経費については、運用経費や業務処理時間・定員の削減が見込まれるなど行財政改革への寄与等の観点から、システ

ム構築等の必要性・緊急性を精査し、要求・要望の選択と集中を図る。また、システムの保守・運用等に係る経費についても合理化・効率化を徹底する。

３．国・地方間のバランスを確保しつつ、財政健全化を進めることとする。地方財政については、平成 21 年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針 2008」を踏まえ、引き続き、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」に則った最大限の削減を行うこととし、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方公務員人件費、地方単独事業等の徹底した見直しを行うこと等により地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制する。このような歳出削減努力等を踏まえ、地方交付税等（一般会計ベース）について、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近 10 年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。

４．なお、「沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について」（平成 8 年 12 月 3 日閣議決定）に基づく沖縄関連の措置に係る経費、「平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」（平成 10 年法律第 35 号）等に基づく厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費等、「肉用子牛生産安定等特別措置法」（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく交付金等、「電波法」（昭和 25 年法律第 131 号）に基づく電波利用共益費用及び特別会計改革の実施により経理区分が変更されることに伴い増加する経費等の平成 21 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討する。

また、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年 5 月 30 日閣議決定）に基づく再編関連措置に関する防衛関係費に係る経費の平成 21 年度における取扱いについては、防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、予算編成過程において検討し、必要な措置を講

ずる。

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」（平成 19 年 7 月 5 日政府・与党合意）に基づく対策に係る経費の平成 21 年度における取扱いについては、財政に係る合理化のための努力と併せて予算編成過程において検討する。

「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」（平成 20 年 6 月 12 日政府・与党決定）に基づく対策につき国が負担することとなる経費の平成 21 年度における取扱いについては、平成 20 年度における高齢者医療に係る保険料の軽減措置の実施状況等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

さらに、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 104 号）附則第 16 条に基づく基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げに係る経費及び「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」（平成 19 年 12 月 27 日少子化社会対策会議決定）に基づく少子化対策につき国が負担することとなる経費等の平成 21 年度における取扱いについては、「基本方針 2008」に基づく税体系の抜本的な改革と併せて予算編成過程において検討する。

５．特別会計についても、２．に準じ、引き続き歳出改革の推進を図り、「行革推進法」等を踏まえ、制度改革等を行い、歳出の合理化・効率化を推進するとともに、一般会計からの繰入れや民間等からの借入れを抑制する。併せて、独立行政法人向け、公益法人向け、特殊法人等向け財政支出についても見直しを行い、要求に反映させる。

また、特別会計の予算要求に当たっては、一般会計と同様、政策の棚卸し等を通じ、個別の事務・事業の必要性を徹底して見直し、要求に反映させる。その際、3 年以上継続している事業、公益法人向け支出、会計検査院等から問題を指摘されている事業、多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業等については、必要性をゼロベースで徹底して見直す。

また、庁費等の一般行政経費については厳しく抑制することとし、その際、特にレクリエーション経費の原則廃止等、不要不急

の経費を削減し、タクシーの利用に係る支出の適正化及び効率化の取組を反映させるとともに、広報経費及び委託調査経費について、必要性をゼロベースで徹底して見直す。

また、行政支出総点検会議における行政支出全般にわたる検討を踏まえつつ、政策の必要性を精査し、財政支出を厳しく抑制する。

６．上記による要求・要望に当たっては、８月末日の期限を厳守する。また、各経費区分間において所要の調整をせざるを得ない場合には、上記に従って算出される額の合計額の範囲内とする。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って算出される額の範囲内とする。但し、年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。